

柳井高等学校同窓会近畿支部会則

(名称)

第1条 本会は柳井高等学校同窓会近畿支部（愛称 琴柳会）と称す。

(会員)

第2条 本会会員は、山口県立柳井中学校、同柳井高等女学校、同柳井高等学校の卒業生並びに在籍した者で、原則として近畿地区に居住する者をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は会員相互の連絡を密にし、交誼を深め且つ親睦をはかるとともに、母校の向上発展に寄与することをもって目的とする。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名 総会において会員の中より選出する。
- (2) 副支部長 2名以内 会員の中より支部長が委嘱する。
- (3) 会計 1名 会員の中より支部長が委嘱する。
- (4) 会計監査 1名 会員の中より支部長が委嘱する。
- (5) 幹事 若干名 会員の中より支部長が委嘱する。また、幹事の中より、幹事長1名、事務長1名を幹事の互選とし、支部長が承認する。
- (6) 顧問 若干名 役員経験者の中から役員会の承認の上、会長が委嘱する。

(役員任期)

第5条 各役員任期は2年とする。ただし留任を妨げない。

(役員任務)

第6条 役員任務分担は次のとおりとする。

- | | |
|------|-----------------------------|
| 支部長 | 本会を統括し、代表する。 |
| 副支部長 | 支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれに代わる。 |
| 会計 | 会費等の徴収、経費等の支出を行う。 |
| 会計監査 | 随時本会の会計を監査し、結果を総会において報告する。 |
| 幹事長 | 支部長の指示を受け、幹事会を主催し、幹事会を代表する。 |
| 事務長 | 支部長の指示を受け、会の運営並びに庶務を担当する。 |

(事業)

第7条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 定時総会及び懇親会
- (2) 臨時総会
- (3) 会報、総会冊子、会員名簿等の発行
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会計)

第8条 本会の会計は年会費、広告費、寄付金をもって充てる。

- (1) 年会費の額については別途細則を定める。
- (2) 広告費は総会冊子発行時に募る。
- (3) 寄付金は随時受け付ける。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

(定時総会)

第10条 定時総会を毎年1回開催し、会計報告、その他重要事項について審議する。

(施行細則)

第11条 本会則に定めのない事項及び疑義が生じたときは、役員会においてこれを定める。

(会則の変更)

第12条 本会則の変更は、総会の決議によるものとする。

附則 この会則は、昭和63年1月1日から施行する。

附則 この会則は、平成28年6月1日から施行する。